

議案第74号

福岡市営渡船条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和5年2月22日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、渡船施設の更なる有効活用を図るため、その使用料について新たな区分を設ける等の必要があるによる。

福岡市営渡船条例の一部を改正する条例

福岡市営渡船条例（昭和39年福岡市条例第77号）の一部を次のように改正する。

第9条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、自動販売機、売店その他市長が別に定めるものの設置のために同項の行政財産を地方自治法第238条の4第7項の規定により使用させる場合は、市長が別に定める額の使用料を徴収する。

別表第3旅客待合所の項中「占用する」を「使用する」に、「占用料」を「使用料」に改め、同表船舶の項中「占用料」を「使用料」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の福岡市営渡船条例第9条の規定は、この条例の施行の日以後に渡船施設として公共用に供している行政財産の使用の許可を受けた者に係る使用料について適用し、同日前に当該許可を受けた者に係る使用料については、なお従前の例による。